

ベイコムでんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

主な変更点

- ・一部内容改定、適用単価の変更

ベイコムでんき・関西電力エリア

該当条項	変更前	変更後						
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙1で定める <u>ベイコムでんきの供給区域</u> へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>						
第4条	<p>1. ベイコムでんき 基本プラン</p> <p>(3)電気料金</p> <p>(a)料金</p> <p>最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで一律</td> <td>433円41銭</td> </tr> </table>	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	433円41銭	<p>1. ベイコムでんき 基本プラン</p> <p>(3)電気料金</p> <p>(a)料金</p> <p>最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで一律</td> <td><u>522円58銭</u></td> </tr> </table>	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	<u>522円58銭</u>
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	433円41銭						
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	<u>522円58銭</u>						

電力量料金	15キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワ ット時につき	20 円 31 銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キ ロワット時につき	24 円 42 銭
	上記超過 1キロワット時に つき	27 円 26 銭

電力量料金	15キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワ ット時につき	<u>20 円 21 銭</u>
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キ ロワット時につき	<u>24 円 32 銭</u>
	上記超過 1キロワット時に つき	<u>27 円 15 銭</u>

2. ベイコムでんき バリュープラン

(3)電気料金

(a)料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低 料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで一律	433 円 41 銭
電力 量料 金	15キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワ ット時につき	19 円 90 銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キ ロワット時につき	23 円 13 銭
	上記超過 1キロワット時に つき	25 円 83 銭

2. ベイコムでんき バリュープラン

(3)電気料金

(a)料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低 料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで一律	<u>522 円 58 銭</u>
電力 量料 金	15キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワ ット時につき	<u>19 円 80 銭</u>
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キ ロワット時につき	<u>23 円 03 銭</u>
	上記超過 1キロワット時に つき	<u>25 円 72 銭</u>

3. ベイコムでんき 基本プランB

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペ アにつき	416 円 94 銭
-----------------------	------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

3. ベイコムでんき 基本プランB

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペ アにつき	<u>447 円 21 銭</u>
-----------------------	-------------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	120キロワット時までの1キロワット時につき	17円91銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>17円81銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円90銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	21円26銭	上記超過1キロワット時につき	<u>21円15銭</u>
	4. ベイコムでんき バリュープランB (4)電気料金 (a)基本料金 基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		4. ベイコムでんき バリュープランB (4)電気料金 (a)基本料金 基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	416円94銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>447円21銭</u>
	(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	
	120キロワット時までの1キロワット時につき	17円91銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>17円81銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	17円95銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>17円85銭</u>
	上記超過1キロワット時につき	20円08銭	上記超過1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>

ペイコムでんき・関西電力エリア法人・マンション共用部

該当条項	変更前	変更後
<p>第1条</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ペイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ペイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙2で定めるペイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。<u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u></p>

第4条

1. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 A)

(3)電気料金

(a)料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	433円41銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円90銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円13銭
	上記超過1キロワット時につき	25円83銭

2. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 B)

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	416円94銭
-------------------	---------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17円91銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	17円95銭
上記超過1キロワット時につき	20円08銭

1. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 A)

(3)電気料金

(a)料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	522円58銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円80銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円03銭
	上記超過1キロワット時につき	25円72銭

2. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 B)

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	447円21銭
-------------------	---------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17円81銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	17円85銭
上記超過1キロワット時につき	19円97銭

3. ベイコムでんき 法人・共用部(低圧電力)
(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,012円77銭
---------------	-----------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条2.に記載の期間とし、その他季とは、第2条3.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季 料金	契約電力×90ワット時 までの1キロワット時あたり	13円27銭
	上記超過1キロワット時につ き	21円64銭
その 他季 料金	契約電力×90ワット時ま での1キロワット時あたり	11円91銭
	上記超過1キロワット時につ き	19円42銭

4. ベイコムでんき 法人・共用部(低圧電力
防火用)

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。

3. ベイコムでんき 法人・共用部(低圧電力)
(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,044円64銭
---------------	-----------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条2.に記載の期間とし、その他季とは、第2条3.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季 料金	契約電力×90ワット時ま での1キロワット時あたり	13円19銭
	上記超過1キロワット時につ き	21円53銭
その 他季 料金	契約電力×90ワット時ま での1キロワット時あたり	11円82銭
	上記超過1キロワット時につ き	19円29銭

4. ベイコムでんき 法人・共用部(低圧電力
防火用)

(4)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	512 円 05 銭	契約電力1キロワットにつき	<u>538 円 04 銭</u>
<p>(b)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条2.に記載の期間とし、その他季とは、第2条3.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>		<p>(b)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条2.に記載の期間とし、その他季とは、第2条3.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	
夏季料金	1キロワット時につき	14 円 62 銭	夏季料金
<u>14 円 35 銭</u>	その他季料金	1キロワット時につき	13 円 13 銭
その他季料金	<u>12 円 86 銭</u>		